

全国社会福祉法人経営者協議会

経営協情報 №28

平成 26 年 10 月 15 日号

全国経営協事務局

TEL. 03-3581-7819

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

1. 社会福祉法人制度見直しの検討事項「地域公益活動」について議論
～第 5 回社会保障審議会 福祉部会～
2. 社会福祉法人に対する法人税非課税堅持の要望活動を展開
3. 第 33 回全国社会福祉法人経営者大会 分科会内容について
4. 福祉法人経営学会設立記念大会・シンポジウムのご案内

1. 社会福祉法人制度見直しの検討事項「地域公益活動」について議論
～第 5 回社会保障審議会 福祉部会～

10 月 7 日（火）、第 5 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

はじめに、「地域公益活動」について、厚生労働省から 5 つの論点が示された。

【論点】

- 福祉ニーズの多様化・複雑化、多様な経営主体の参入といった状況の下、社会福祉法人の社会的使命の観点から、「地域公益活動」の定義や範囲について、どのように考えるべきか。
「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業の関係について、どのように整理すべきか。
- 「地域公益活動」の実施に関し、地域のニーズを把握する仕組みをどのように構築すべきか。
- 規制改革実施計画において、「すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。」とされているが、これを踏まえ、どのように制度化すべきか。
- 再投下計画における、「地域公益活動」と福祉サービス（社会福祉事業・公益事業）の充実との関係、位置づけをどのように考えるべきか。
- 再投下計画に位置づけられた「地域公益活動」について、その定義や範囲に照らした内容の適正性の確保、その実行性の担保という観点から、行政の関与の在り方を含め、どのような仕組みが考えられるか。

厚労省からの説明の後、事業者団体代表の委員及び座長指名委員より「地域公益活動」についての事例及び考え方について報告され、その後協議が行われた。

全国経営協からは武居副会長が、社会福祉法人が行う事業および具体的事例について整理した「社会福祉法人であることの自覚と実践」(全社協・社会福祉施設協議会連絡会)のパンフレットをもとに、説明を行った。

「地域公益活動」の検討課題として、①地域ごとに必要なニーズが違うので地域ごとの判断が必要であること②成果がすぐに出るわけではなく、何をもって成果とするか③誰が「地域公益活動」であるか否かを判断するかの3点を挙げた。特に③については、行政だけに判断を任せると硬直的な判断になる危険性もあるので、行政に関わりを持たせつつも、行政だけに任せない仕組みが重要である。また、地域に必要なニーズは何かを判断するにはソーシャルワーカーの力が必要。といった意見を述べた。

他には、高橋委員(日本保育協会保育問題検討委員長)橘委員(公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長)、福岡委員(公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事)、藤野委員(全国児童養護施設協議会会長)、対馬委員(つしま医療福祉グループ代表)、関川委員(公立大学法人大阪府立大学教授)より報告があり、「児童養護分野において、剰余金が発生しているような施設はなく、寄付でもって成り立っている。そんな中でも、児童に必要な支援を実施し、それが徐々に制度化されてきた歴史があり、その先駆的な支援が社会福祉法人の役割である」(藤野委員)、「小規模多機能型居宅介護事業や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業といった事業は赤字事業であることがほとんどであるが、地域包括ケアの要となる事業であり、こういった事業こそ社会福祉法人が担うべき」(対馬委員)といった意見が述べられた。

各関係団体からの事例発表を受けての委員からの主な意見は、以下のとおりである。

○地域公益活動の必要性について

- ・社会福祉法人には、公益性と公共性が求められているが、今の事業は公益性はあっても公共性がない。地域公益活動は、社会福祉法人の公共性を取り戻すためのもの。社会福祉のセーフティネットとして何が必要であり、そのために何ができるのかを提案できないようでは、社会福祉法人の意味はない。(関川委員)

○地域公益活動の定義について

- ・地域公益活動のイメージが全国経営協の説明パンフレットに掲載されているが、これらは行政としては、すべてやっていただいて構わないと思っている。問題は、誰がどの事業を社会福祉事業として判断するのかであり、法律上明記することが必要。

(西條参考人)

- ・これまでに発表されてきたような取り組みがすべての社会福祉法人で実施されるとよい。強制されるのではなく、主体的に判断して取り組んでほしい。地域公益活動については、既存事業の延長で実施するのか、全く別の事業なのかが整理されていない。

全国経営協の説明であったように、類型化が必要である。(平川参考人)

- ・地域包括ケア会議において地域ニーズを検討し、そこで求められたものを社会福祉法

人が実施するなど、地域のニーズの把握、(ニーズに対して) 必要なサービスを社会福祉法人が実施するという２段階の考え方が必要ではないか。(堀田委員)

- ・公益的な事業の範囲は広く、地域の意見を取り入れることは大事だが、市町村を越えての福祉も求められており、広域的な視点も必要ではないか。(三好委員)
- ・地域のニーズを社会福祉法人が個別に考えるだけでなく、地域包括ケアのなかで考えていくということ。(田中座長)

○地域公益活動の位置付けについて

- ・大阪府社協で取り組んでいるような総合的な生活困窮者支援について、社会福祉事業と位置付けるべきであり、その他、法定事業以外の地域に必要な事業について、都道府県地域福祉支援計画や都道府県社会福祉審議会において認めた事業については公益事業と位置付けるといったような包括的な規程を認めてほしい。(関川委員)
- ・本来事業と地域公益活動のすみわけは全国経営協としてどのように考えているか。(猪熊委員)
- ・今回のパンフレットは、全社協の社会福祉施設協議会連絡会が、すでに実施している事業のなかで、公益的な活動と考えられるものについて、アンケートをとり、それを整理したものであるため、必ずしもこのパンフレットの記載のものが地域公益活動であるというわけではない。地域公益活動は、財源の当てがえないものを中心に考えるべきという議論が以前あり、現行で社会福祉事業に位置付けられているもののなかにも自己財源でやっている事業も記載した。また、地域公益活動を本来社会福祉法人が行うものとして位置付けるのであれば社会福祉事業とまったく別のものとして位置付けるのではなく、社会福祉事業の一つとして、もっとフレキシビリティのある事業として位置付けるべきではないか。(武居委員)

○地域公益活動の義務化について

- ・現在、すべての社会福祉法人に対して義務化するという話であるが、余裕資金のある法人を対象にすべきであるし、義務化するにしても経過措置が必要である。そもそも余裕資金という考え方について慎重に議論すべき。(松原委員)
- ・社会貢献活動は資金のあるなしに関わらず、社会福祉法人の本来的な取り組みであるべきではないか。(平川参考人)
- ・社会福祉法人には、見える資産と見えない資産があり、社会福祉法人のもっている見えない資産を使つての地域公益活動もあるので、余裕資産の有無を問わず実施すべき。地域公益活動は、社会福祉法人が寄付を募る、ボランティアを募ることを含め主体的に実施すべきもの。(藤井委員)
- ・義務付けるということをどうやって公的に担保するのか議論が必要。(西條参考人)

○その他

- ・地域公益活動については、社会環境の変化により、地域ニーズに応えた事業が求められているが、社会福祉法人はこれまでルール上、対応ができなかった。そのため、も

っと資金活用に流動性を認めるべきといった話であり、社会福祉法人が何もしていないから懲罰的に義務化しようという話ではない。(松原委員)

- ・老施協のデータでは、2000 年以降に設立された法人の方が、生活困窮者支援等の公益的な活動を実施している割合が高いとあるが、現場で監査をしていると逆の印象を持つが、老施協は、なぜこのような結果となったと考えているか。(三好委員)
- ・長年地域で事業を実施している法人の方が、地域との関係性がうまくできていることや、介護保険以降に、特養が儲かると思って特養を建てるために、社会福祉法人格を取得した法人が多いからではないか。(福岡委員)
- ・児童虐待が後を絶たないなかで、社会福祉法人が先駆性・献身性を発揮し、制度の隙間を必死で埋めている。(藤野委員)
- ・小規模多機能型居宅介護事業や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業といった事業はなぜ、社会福祉法人より、営利企業の方が多いのか？(猪熊委員)
- ・実際に経営が難しいなかで、営利企業は地域包括ケアの実現による事業の拡大を見据えて、はじめは赤字事業であっても運営しているのではないか。本来は社会福祉法人が実施すべきところだが、実際は経営の安定した特養を実施しているばかりである。(対馬委員)

議論の最後に、田中座長から「本日の議題は財務運営についてとなっていたが、社会福祉法人の資産は、資金だけではない。個別ケア技術、地域作り機能など、幅広く資産がある。社会福祉法人の資金を使うことが地域公益活動で、資金を投資すればよいという話ではない。社会福祉法人のもっている資産を使っていくことが地域公益活動である」と発言があり、閉会となった。

当日資料は、以下の URL にて公開されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000060607.html>

また、「社会福祉法人であることの自覚と実践」(全社協・社会福祉施設協議会連絡会)のパンフレットは、以下のURLにて公開されている。

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000060598.pdf

第6回部会は、10月16日(木)に開催される。

2. 社会福祉法人に対する法人税非課税堅持の要望活動を展開

政府税制調査会が「社会福祉法人の非課税措置を見直すべき」(平成 26 年 6 月 27 日)とする意見を取りまとめたことを受け、全国経営協では、この間、社会福祉法人への非課税を堅持すべく、以下の内容で、各県経営協役員を中心に、議員への要望活動を各県にて実施しております。

地域の福祉、セーフティネットを守るため 社会福祉法人の法人税非課税を堅持してください

- 政府税制調査会は、経営形態間での公平性を確保するためとして公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要性を指摘し、社会福祉法人が実施する介護事業が非課税とされている取扱いについて見直しが検討されております。
- 社会福祉法人は、利益の分配や法人設立時の設立寄付者の持ち分は認められず、解散時の残余財産も最終的には国庫に帰属するなど、強い規制のもとで活動してきました。また、長年にわたり現行の制度や市場原理だけでは解決することのできないさまざまな生活課題、福祉ニーズに先駆的、開拓的に対応してきており、株式会社をはじめとする他の経営主体とは異なる役割を果たしています。
- とくに、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯における認知症の問題、家庭内の閉鎖的環境から生ずる虐待、精神疾患による精神的・経済的な困窮、発達障害、地域での孤立などの社会生活上の困難を有する人が増加傾向にあるなか、こうした人びとに対する日常生活の見守り・支援や権利擁護といった制度の狭間にある課題、加えて過疎地等での継続的かつ安定的な福祉サービスの提供等、地域における公益的な活動に今後とも積極的に取り組んでいきます。
- こうした実践を確実に継続、発展していくためには、法人税非課税とともに公益法人等が行う収益事業からの所得に対する軽減税率及びみなし寄附金制度の適用といった税制上の措置が必要不可欠です。
- 今後、一層増大する福祉ニーズに応え、地域のセーフティネットを守っていくためには、全国で事業を行う 19,000 余の社会福祉法人がそれぞれに持てる力を最大限発揮・活用することこそが有効な方法であり、そのために社会福祉法人の税制が堅持されますよう強くお願い申し上げます。

これまでに、235 件の要望活動を展開しており、要望活動を行った議員の多くは非課税堅持の立場を示していただいたものの、社会福祉法人に対して以下のような意見が出されています。

- ・マスコミで取りざたされている社会福祉法人の不祥事は、一部の法人の話だが、国民の立場ではそうは見えない。一部報道のような法人があると、それが全体のことのようにつまみ食われてしまう。ついては、更なる取組事業の PR と運営の透明性が求められる。
- ・我々も非課税堅持に汗をかくので、社会福祉法人も社会貢献等、本来の使命を果たすことに汗をかいていただきたい。
- ・各法人がとにかく透明性を示していくことが必要であり、徹底して欲しい。
- ・行政にはできない社会福祉法人ならではの地域貢献を PR していくべき。
- ・公益性という原点に立ち返り、しっかりと取り組んでほしい。
- ・ガバナンス等については社会福祉法人は過去数年間指摘されており、反省が必要。

- ・相当の危機感を業界全体で持たなければならない。特に年末までは予断を許さない。小さな法人だから許されるという時代ではない。
- ・税の話はシビアであり、剰余金の額を含め、経営情報を積極的に公開していなければ説得力がない。公開されていなければ反論のしようもない。
- ・非課税優遇が他者からみて不公平であると受け取られているので、問題となっている。国民の理解を得られるように、今まで以上にわが身を振り返ることが必要ではないか。
- ・社会福祉法人には、刑余者の就労などの受け皿づくりに貢献して欲しい。
- ・社会福祉事業はもともと国がやるべきものを身銭をきって篤志家がはじめた慈善事業がきっかけであり、儲からないからこそ非課税としていた。当然法人税を課税しても赤字の法人からは税金をとることはできない。
- ・目先の話ではなく、今後の社会福祉法人のあり方をどうしていくのか。社会福祉法人には経営の発想がない。企業経営的な視点（事業継続性）を持ち、どういった経営をするべきか自ら考えるべき。消費税も上がり、施設コストもますます嵩むなかで、「結局（今回は）非課税だから安定して事業できる（から心配ない）」という考えではなく、これを勉強の良い機会と捉え、将来展望をすることが大事である。

本会では、これらの言葉を真摯に受け止め、引き続き非課税堅持の要望活動を展開するとともに、社会福祉法人に求められる取り組みを一層推進していくこととしています。

3. 第33回全国社会福祉法人経営者大会 分科会内容について

11月5日（水）～6日（木）にビッグパレットふくしま（福島県郡山市）で開催される、第33回全国社会福祉法人経営者大会の分科会（11月5日（水）13:30～17:30）プログラムについて、詳細が決まりましたので、ご報告いたします。

第1分科会（高齢者福祉分野）

【第1部】講義・行政報告 13:30～15:40（60分×2）

講義1 「介護と医療の連携に向けた施策の動向について」

〔登壇者〕厚生労働省 医政局 医療介護連携政策課

講義2 「介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドラインについて」

〔登壇者〕厚生労働省 老健局 振興課

【第2部】パネルディスカッション 15:50～17:30（100分）

「高齢者福祉事業経営法人による地域における公益的な活動の推進」

〔登壇者〕社会福祉法人 優輝福祉会 理事長 熊原 保 氏

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団 理事長 富永 健司 氏

社会福祉法人 こうほうえん 副理事長 廣江 晃 氏

（進行）全国経営協 高齢者福祉事業経営委員会委員 宮島 渡

（社会福祉法人 恵仁福祉協会 常務理事 アザレアンさなだ 総合施設長）

第2分科会（障害福祉分野）

【第1部】シンポジウム 13：30～16：00（150分）

「地域の福祉ニーズに応える障害福祉事業経営のあり方」

〔登壇者〕

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐 小泉 貴人 氏

立教大学コミュニティ福祉学部 教授 平野 方紹 氏

障害福祉事業経営委員会副委員長 久木元 司

障害者支援施設の在り方検討小委員会座長 澤田 和秀 氏

（進行）全国経営協 障害福祉事業経営委員会委員長 岩崎 俊雄

【第2部】実践発表 16：20～17：30（70分）

〔実践発表者〕 1. 特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

2. 鹿児島市障害者基幹相談支援センター

3. （調整中）

〔コメンテーター〕立教大学コミュニティ福祉学部 教授 平野 方紹 氏

（進行）障害福祉事業経営委員会副委員長 久木元 司

第3分科会（保育分野）

【第1部】講義 13：30～14：30（60分）

「子ども・子育て支援新制度の情勢について」

〔登壇者〕（株）保育システム研究所 代表 吉田 正幸 氏

【第2部】シンポジウム 14：40～17：00（140分）

「今、社会福祉法人立の保育所経営に求められているもの」

〔登壇者〕：（依頼中）

（株）保育システム研究所 代表 吉田 正幸 氏

社会福祉法人さくま・松溪会 武居 敏 氏（社会保障審議会 福祉部会 委員）

社会福祉法人成恵福祉会 吉田 武人 氏

（司会進行）

保育所経営委員会 副委員長 宮田 裕司

【第3部】事例発表 17：00～17：30（30分）

「小規模法人による生活困窮者支援」

社会福祉法人いずみ保育園 忽那 ゆみ代 氏

第4分科会（措置施設分野）

【第1部】講義 13：30～15：00（90分）

「措置施設経営法人に求められる役割と今後の展開」

〔登壇者〕 独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンターリサーチ グループリーダー 千葉 正展 氏

【第2部】実践報告・ディスカッション 15：15～17：30（135分）

「地域の福祉ニーズに応える活動の推進」

〔登壇者〕

社会福祉法人和敬会 太田 一平 氏（児童養護施設経営法人）

社会福祉法人天心会 松田 昌訓 氏（救護施設経営法人）

社会福祉法人リデルライトホーム 中山 泰男 氏（養護老人ホーム経営法人）

〔コメンテーター〕

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループリーダー 千葉 正展 氏

（進行）

全国経営協 措置施設経営委員会委員長 高橋 利一

第5分科会（経営改善実践）

テーマ：

「平成25年度経営改善プログラムモデル法人における経営改善と経営の質向上に向けた取り組み事例」

〔登壇者〕 社会福祉法人長陽会

社会福祉法人中央福祉会

社会福祉法人よさのうみ福祉会

社会福祉法人優応会

社会福祉法人相模福祉村

社会福祉法人ときわ会

〔コメンテーター〕 インターリスク総研事業リスクマネジメント部

主任コンサルタント 佐藤 崇 氏

（進行） 全国経営協 経営対策委員会 副委員長 谷村 誠

参加申し込み締切は10月14日までとなっておりますが、引き続き申し込みを受け付けておりますので、ご参加ください。

開催要項および参加申込書は、以下のURLをご参照ください。

<http://www.keieikyo.gr.jp/taikai33.html>

4. 福祉法人経営学会設立記念大会・シンポジウムのご案内

福祉法人経営学会の設立記念大会・シンポジウムが、下記の通り開催されます。詳細および参加方法、同学会については、別添資料をご参照ください。

日時：平成 26 年 11 月 1 日（土）13:30～16:00（受付 13:00～）

場所：全国社会福祉協議会灘尾ホール

内容：◇基調講演

座長 京極高宣会長 社会福祉法人 浴風会 理事長

演者 森田直行 KCCS マネジメントコンサルティング株式会社 会長

テーマ「京セラの経営と JAL 再生について」

◇シンポジウム

テーマ「社会福祉法人は生き残れるのか」

サブテーマ「多様化する福祉法人経営」

「厳しい時代の福祉法人経営」

「経営学の可能性と存在意義」

シンポジスト 小山 剛 社会福祉法人長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンター こぶし園 総合施設長

足立 聖子 社会福祉法人伸こう福祉会 理事長

廣江 研 社会福祉法人こうほうえん 理事長

千葉正展 独立行政法人福祉医療機構 グループリーダー

司会 柴田悟一 横浜商科大学学長

参加費：福祉法人経営学会 会員 5,000 円

非会員 10,000 円

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）